

ふじのくに空き家バンクのご利用の流れ

空き家を貸したい売りたい

ふじのくに空き家バンク

空き家を借りたい買いたい

STEP0 不動産業者と媒介契約

不動産業者に、空き家の売却・賃借の仲介をしてもらうため、不動産業者と媒介契約を締結してください。

STEP1 物件の登録申請

電話、メールなどでお問い合わせの上、申請書類一式をメールで県に提出します。

STEP2 無料建物状況調査申請

無料建物状況調査の対象となる空き家の場合、申請書類一式を、メールで県に提出します。

STEP3 (媒介業者を通じて対応)

内覧等の実施

媒介契約した不動産業者が、物件の詳細説明や、内覧の調整等を行ないます。

STEP4 (媒介業者を通じて対応)

交渉

媒介契約した不動産業者を通じて、賃借、売却の交渉を行ないます。

STEP5 (媒介業者を通じて対応)

契約

媒介契約した不動産業者を通じて、賃借、売却の契約を行ないます。

審査・登録・公開

登録申請書類の審査を行い、ふじのくに空き家バンクに登録し、専用サイトで公開します。

建物状況調査実施・公開

専門家を派遣して、建物状況調査を実施し、調査結果を専用サイトで公開します。

STEP1 物件の閲覧・問合せ

専用サイトで物件の情報を閲覧します。

ふじのくに空き家バンクの制度に関するお問い合わせは、県住まいづくり課、物件の内容についてのお問い合わせは、専用サイトに掲載の不動産業者にご連絡ください。

STEP2 物件の内覧等

物件の詳細説明や、内覧の調整等は専用サイトに掲載の不動産業者が行ないます。

STEP3 交渉

ご希望の物件が見つかった場合、専用サイトに掲載の不動産業者と交渉を行なってください。

STEP4 移転費補助申請

移転費補助の対象となる空き家の場合、申請書類一式を、メールで県に提出します。

STEP5 契約

ご希望の物件について、契約を締結してください。

STEP6 移転完了報告・請求

移転が完了したら、完了実績報告書類一式をメールで県に提出し、確定通知書受理後に請求書を提出します。

審査・確定・支払い

報告書類を審査し、申請者に確定通知書を送付します。請求書受理後、補助金をお支払いします。